



2026年6月25日

各 位

会 社 名 中 央 可 鍛 工 業 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 武山 豊
(コード番号 5607 名証メイン市場)
問合せ先 専務執行役員 加藤 洋平
(TEL 052-805-8600)

執行役員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2026年6月25日開催の取締役会において、執行役員（取締役兼務の執行役員を除きます。以下「対象執行役員」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の対象執行役員に対し、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との価値共有を一層促進することを目的として、当社の普通株式を用いた譲渡制限付株式を割り当てるものです。

2. 本制度の概要

対象執行役員は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。

各対象執行役員への具体的な支給時期および配分については、取締役会の決議により決定いたします。

本制度に基づき割当てられる本株式1株当たりの払込金額は、本株式の発行又は処分に係る取締役会決議の前営業日における名古屋証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）とします。

本制度による譲渡制限付株式の割当てにあたっては、対象執行役員との間において、①譲渡制限付株式の割当てを受けた日より一定期間、当該株式の第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該株式を無償取得することなどを内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

以上